

# さいたま市福祉のまちづくり資金利子補助制度

## 1 目的

高齢者や障害者をはじめだれもが安心して小売店、飲食店、事務所、病院などの施設を利用できるよう、建築物の出入口、トイレなどをバリアフリー化の整備を行うための工事資金の一部を指定金融機関が低い金利で融資するものです。

## 2 融資対象者

融資を受けられるのは、次のような民間事業者（個人）です。

- ・ さいたま市内に本社、支社、営業所等がある事業者
- ・ さいたま市内で生活関連施設の新築等をしようとする事業者であること
- ・ その他、施設の整備に必要な許認可等を受けているなどの条件を満たすこと

## 3 指定金融機関

この制度の取扱い指定金融機関は、埼玉りそな銀行、武蔵野銀行及び埼玉縣信用金庫のさいたま市内の本・支店です。

## 4 対象施設等

「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に定める生活関連施設（小規模建築物）が融資の対象となります。

- ・ 生活関連施設（小規模建築物：床面積が200㎡未満）の例  
物品販売店、飲食店、理髪店、美容院、クリーニング取次店、公衆浴場、診療所、銀行、金融機関、ホテル、映画館等
- ・ 対象となる工事の例  
小規模建築整備基準に基づいて整備される出入口のスロープ、トイレ等の工事費用

※ 小規模建築物とは、「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則」別表第1-1-(2)で定められた小規模建築物に関する整備基準により整備された生活関連施設です。

## 5 融資条件等

限度額	融資期間	融資利率	償還方法
小規模建築物 1千万円	10年以内	年1.1%以内	1年据置元金均等割月賦償還

※ 融資の際には、信用保証協会による保証料が別途かかります。

※ 融資額については、

①新築、新設、改築大規模修繕

→小規模建築物の整備基準に基づいて整備される工事費用の総額の1/2

②施設の改修等（既存施設の一部を整備基準に適合させる工事を含む）

→小規模建築物を整備基準に適合させる為に行なう工事及び当該工事と一体的に行なう工事費用の総額

※ 融資利率は、市場金利の変動により見直し・変更されることがあります。

※「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」によるバリアフリーの基準を満たす必要があります。

## 6 審査

融資を受けるためには、さいたま市と指定金融機関の審査が必要です。

■さいたま市の審査	「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく整備基準に適合しているか など
■指定金融機関の審査	事業者が融資に適格であるか など

★ バリアフリーの基準（「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく整備基準）の例

設備等	配慮事項	小規模建築物の基準
出入口	・建物や各室の出入口の幅を確保 ・段差を設けない	出入口の幅80cm以上 スロープ等の設置
敷地内の通路	・敷地内通路の幅を確保 ・段差を設けない	通路の幅120cm以上
トイレ	車いすの方や高齢者が利用できるよう広さや手すりの確保	建物の中に1以上設置 出入口の幅80cm以上

※この制度は、さいたま市が定める要綱により行います。

貸付制度や要綱等について、くわしいことは、下記までお問い合わせください。

問合せ先

さいたま市 福祉局生活福祉部福祉総務課 地域福祉係

電話 048-829-1254

ファックス 048-829-1961

メールアドレス [fukushi-somu@city.saitama.lg.jp](mailto:fukushi-somu@city.saitama.lg.jp)